

A. 現時点の耐震性が維持できること

令第 137 条の 2 第 3 号イ (1), (2) による

- ・ 増改築部分が現行規定 (令第 3 章) に適合すること
- ・ " " 令第 129 条の 2 の 4 の規定 "
- ・ Exp.j による構造方法や別途検証により増改築前の状態よりも危険性が增大しないことを確認できること

.....
: 検証に当っては、「全体計画認定がドライン」のうち「第 2 <参考>構造関係規定
: に関する判断方法を参考とすること
.....

B. 増改築後の建築物全体の構造方法が仕様関係規定に適合すること

令第 137 条の 2 第 2 号ロによる

- ・ 第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで (第 36 条及び第 38 条第 2 項から第 4 項までを除く。) の規定

.....
: 別紙
.....

C. 基礎の補強に関する基準に適合すること

令第 137 条の 2 第 2 号ロ及び H17 告 566 号第 4 による

- ・ 基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合すること

<p>1. 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること(玉石基礎や独立基礎は不可)</p> <p>2. 地盤の長期許容応力度がべた基礎にあつては20KN/m²、布基礎にあつては30KN/m²以上であること</p> <p>3. 基礎補強方法</p> <p>イ. 鉄筋コンクリートの打設補強</p> <p>① 打設部分の立上り部分の高さは、地上部分で30cm 以上とすること</p> <p>② " " 厚さは、12cm 以上とすること</p> <p>③ " " の底盤の厚さは、べた基礎の場合12cm、布基礎の場合は15cm 以上とすること</p> <p>ロ. 打設部分は、立上り部分の主筋としてφ12以上の異形鉄筋、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結すること</p> <p>ハ. 打設部分は、立上り部分の補強筋としてφ9mm 以上の鉄筋を@30cm 以下で縦に配置したものとすること</p> <p>ニ. 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ@60cm 以下でアンカーを設け、定着6cm 以上であるもの又は同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること</p> <p>4. 構造安全性</p> <p>増改築によって、既存基礎に作用する荷重の増加、偏芯が生じる場合、既存基礎に構造的な損傷・不同沈下・傾斜が生じている場合、構造耐力上の措置を講じなければならない。</p>

↑
平成 12 年告示第 1347 号に基づいた仕様規定

↓
地盤の許容応力度は令第 93 条に示された地盤種別ごとの許容応力度の値のほか平成 13 年告示第 1113 号に示された方法によって求めた値とする

D. 増改築後の建築物全体の構造方法が耐久性等関係規定に適合すること

令第137条の2第2号イによる

- ・令第36条第1項中「耐久性等関係規定」

- | | |
|-----------------------|---|
| ・令第36条（構造方法に関する技術的基準） | ・令第36条の2（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物） |
| ・令第36条の3（構造設計の原則） | ・令第38条（基礎）1項、5項、6項 |
| ・令第37条（構造部材の耐久） | ・令第41条（木材） |
| ・令第39条（屋根葺き材等の緊結）1項 | ・令第70条（鉄骨造の柱の防火被覆） |
| ・令第49条（木造外壁内部等の防腐措置等） | ・令第74条（コンクリートの強度） |
| ・令第72条（コンクリートの材料） | ・令第76条（型枠及び支柱の除去） |
| ・令第75条（コンクリートの養生） | ・令第79条の3（鉄骨のかぶり厚さ） |
| ・令第79条（鉄筋のかぶり厚さ） | |
| ・令第80条の2（構造方法に関する補足） | |

E. 建築設備が安全な構造であるための基準に適合すること

令第137条の2第1号イ（3）、第1号ロ（3）及び第2号イによる

- ・平成17年国土交通省告示第566号第1第1号、第2第2号及び第3第2号、
 - ・平17告示566第1第1号イに対応する基準
屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの

→ 令第129条の2の4第3号

- ・平17告示566第1第1号ロに対応する基準
給水、排水その他の配管設備

→ 令第129条の2の5第1項第2号及び第3号

- ・平17告示566第1第1号ハに対応する基準

昇降機

→ 令第129条の4、令第129条の5（令第129条の12第2項において準用する場合を含む。）及び令第129条の8第1項
上記に適合するほか、当該昇降機のかごが、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内の人又は物が昇降路内に落下し、又はかご外の物に触れるおそれのない構造であること。

F. 屋根葺き材等が安全な構造であるための基準に適合すること

令第137条の2第1号イ（3）、第1号ロ（3）及び第2号イによる

- ・平成17年国土交通省告示第566号第1第2号、第2第3号及び第3第3号

昭和46年建設省告示第109号（屋根葺き材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法）に定める基準に適合すること

G. 増改築部分が仕様規定に適合すること

令第137条の2第2号ロによる

- ・平成17年国土交通省告示第566号第3第1号イ

新たに増改築する部分について令第3章（第8節を除く）の規定「仕様規定」を満たし、さらに法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること

H. 既存部分（増改築をする独立部分以外の独立部分）が耐震診断基準に適合すること

令第137条の2第2号イによる

・平成17年国土交通省告示第566号第3第1号ハ

増改築等を行う独立部分以外の独立部分について平成18年国土交通省告示第185号（耐震改修促進法に基づく地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準）によって地震に対して安全な構造であることを確かめること

平成18年国土交通省告示第185号（耐震改修促進法に基づく地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準）における建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項として、平成18年国土交通省告示第184号別添第1に技術上の指針となるべき事項が定められている。

○平成17年7月5日付け国住指第902号（平成19年9月28日一部改正）別添により、平成18年国土交通省告示第184号別添第1本文ただし書の規定に基づき、耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有するものと認定された耐震診断の方法。

	耐震診断の方法	対応する告示の規定（平成18年国土交通省告示第184号）
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）	指針第1第2号イからハまで
(2)	(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析による方法を除く。）	指針第1第1号
(3)	(財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」	指針第1第2号
(4)	(財)建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	指針第1第2号及び第3号
(5)	「屋内運動場の耐震性能診断基準」	指針第1第2号イからハまで
(6)	(社)プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1第1号
(7)	(社)プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1第2号
(8)	(社)プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1第2号
(9)	(財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート系造建築物の耐震診断指針」	指針第1第2号
(10)	(財)日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	指針第1第2号
(11)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認すること。	指針第1第1号及び第2号

※ (11) については、平成24年9月26日 国住指第2274により認定

*構造部材の耐久等に係る規定に適合するものであることの確認にあつては、現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を直接確認すること。

I. 釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準に適合すること（平成21年9月1日告示第891号改正）

- ・法第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち木造のものについて以下の規定に適合すること

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ・令42条（土台及び基礎） | ・令43条（柱の小径） |
| ・令46条（構造耐力上必要な軸組等） | |
| （第1項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く。）） | |

- ・平成13年国土交通省告示第1540号に規定する枠組み壁工法又は木質プレハブ工法については同告示第1から第10までの規定に適合すること

J. 地震に対して建築物全体（増改築をする部分以外の独立部分を除く）が法第20条第1項第2号イ後段及び第3号イ後段に規定する構造計算を満足すること

令第137条の2第2号イによる

- ・平成17年国土交通省告示第566号第3第1号ロ

地震に対して、建築物全体（増改築等をする独立部分以外の独立部分を除く）が法第20条第1項第2号イ後段及び第3号イ後段に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること

法第20条(構造耐力)

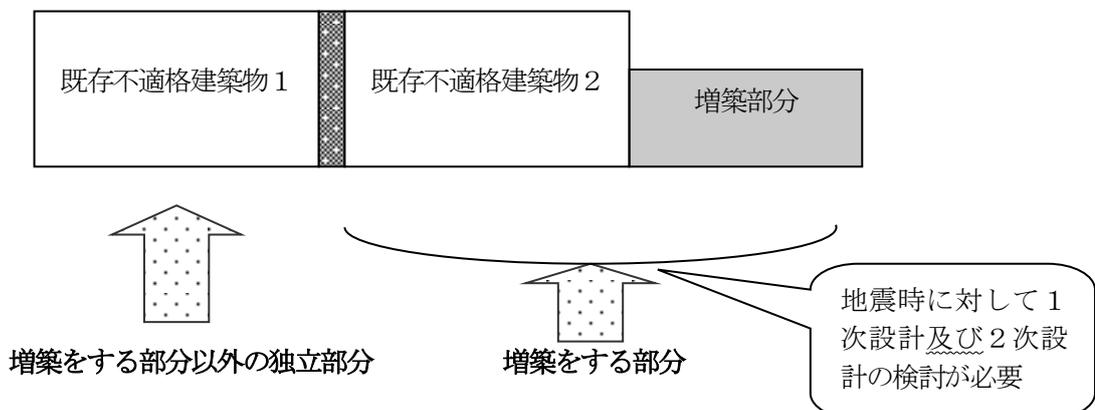
- ・第2号イ後段

地震力によって建築物の地上部分の各階に生じる水平方向の変形を把握することその他政令で定める基準に従った構造計算で・・・

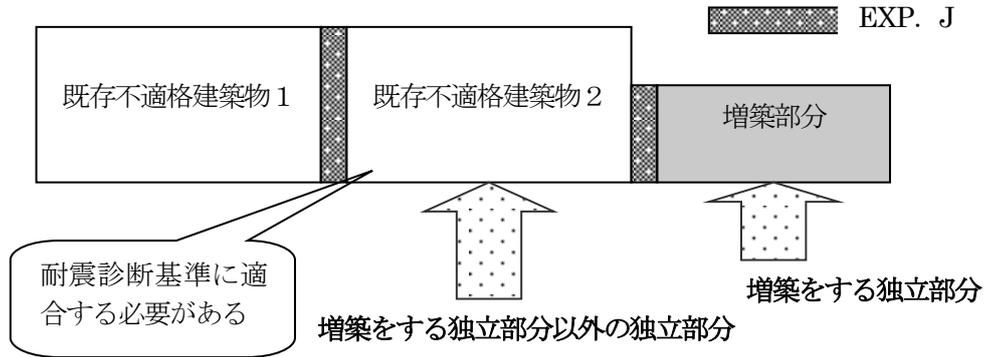
- ・第3号イ後段

構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他政令で定める基準に従った構造計算で・・・

既存建築物に直接増築する場合



EXP. j により建築物を2以上の独立部分に分けた場合



K. 地震時を除き、建築物全体が許容応力度計算を満足すること

令第137条の2第2号イによる

- 平成17年国土交通省告示第566号第3第1号ニ

建築物全体が令第82条第1号から第3号の規定（地震に係わる部分を除く）を満足すること

- 令82条（許容応力度等計算）
- 第1号 荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。
- 第2号 構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を計算すること。
- 第3号 長期及び短期の各応力度が、それぞれ許容応力度を超えないことを確かめること。

L. 木造建築物（4号物件に限る）については、令第46条第4項（表2に係る部分を除く）の規定に適合すること

令第137条の2第2号イによる

- 平成17年国土交通省告示第566号第3第1号ニ
すること

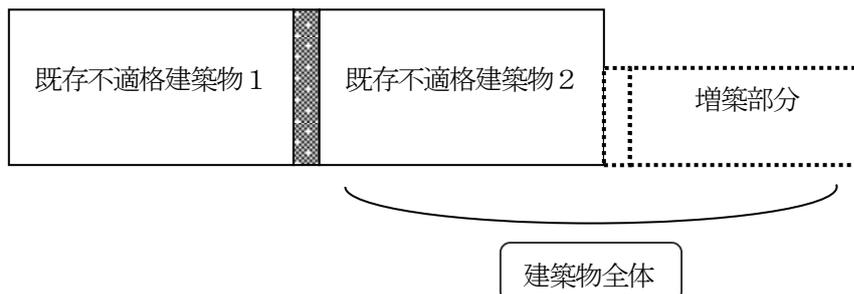
建築物全体が令第46条第4項（表2に係る部分を除く）に基づく風に対する壁量計算の規定に適合すること

小屋裏利用等における壁量の割増し

○建築物全体の定義（J、K）

法第86条の7第2項の規定に基づき

独立部分が2以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。



- ・平成13年国土交通省告示第1540号に規定する枠組み壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物については同告示第1から第10までの規定に適合すること

M. 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合すること

既存部分の構造方法が耐久性等関係規定に適合すること

令第137条の2第1号イ(3)及び第1号ロ(3)による

- ・令第36条第1項中「耐久性等関係規定」

- | | |
|----------------------|--|
| ・令36条（構造方法に関する技術的基準） | ・令36条の2（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物） |
| ・令36条の3（構造設計の原則） | ・令38条（基礎）1項、5項、6項 |
| ・令37条（構造部材の耐久） | ・令41条（木材） |
| ・令39条（屋根葺材等の緊結）1項 | ・令70条（鉄骨造の柱の防火被覆） |
| ・令49条（木造外壁内部等の防腐措置等） | ・令74条（コンクリートの強度） |
| ・令72条（コンクリートの材料） | ・令76条（型枠及び支柱の除去） |
| ・令75条（コンクリートの養生） | ・令79条の3（鉄骨のかぶり厚さ） |
| ・令79条（鉄筋のかぶり厚さ） | |
| ・令80条の2（構造方法に関する補足） | |

N. 増改築部分が現行基準に適合すること

令第137条の2第1号ロ(2)による

- ・令第3章（構造強度）の規定に適合すること ⇒別紙参照
- ・令第129条の2の4（建築設備の構造強度）及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限に適合すること。

- | |
|---|
| ・令第129条の2の4（建築設備の構造強度） |
| ・第1号 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、第129条の6第一号並びに第129条の8第1項の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。 |
| ・第2号 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。（平12年建設省告示第1388号） |
| ・第3号 法第20条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。（平成12年建設省告示第1389号） |

O. 地震時についての検討

令第137条の2第1号ロ(3)による

平成17年国土交通省告示第566号第2第1号イ

- ・法20条第2号イ後段及び第3号イ後段に規定する構造計算によって構造耐力上安全である。
→ (H 参照)
- ・平18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であること。
→ (J 参照)

P. 許容応力度計算に適合すること

令第137条の2第1号ロ(3)による

平成17年国土交通省告示第566号第2第1号ロ

建築物全体が令第82条第1号から第3号の規定（地震に係わる部分を除く）を満足すること

- ・ 令82条（許容応力度等計算）
- ・ 第1号 荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。
- ・ 第2号 構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を計算すること。
- ・ 第3号 長期及び短期の各応力度が、それぞれ許容応力度を超えないことを確かめること。

Q. 建築物全体が現行の構造計算基準に適合すること

令第137条の2第1号イ(1)による

- ・ 令 第3章第8節（構造計算）の規定に適合すること

R. 増改築部分が現行の仕様規定に適合すること

令第137条の2第1号イ(2)による

- ・ 令第3章（第8節を除く）の規定（仕様規定）に適合すること
→ (G参照)
- ・ 令第129条の2の4（建築設備の構造強度）及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

別紙（仕様関係規定）

第3章 構造強度

第1節 総則

- ・令36条の3(構造設計の原則)

第2節 構造部材等

- ・令37条(構造部材の耐久)
- ・令38条(基礎)1項, 5項, 6項に係わる規定
- ・令39条(屋根ふき材等の緊結)

第3節 木造

- ・令40条(適用の範囲)
- ・令41条(木材)
- ・令42条(土台及び基礎)
- ・令43条(柱の小径)
- ・令44条(はり等の横架材)
- ・令45条(筋かい)
- ・令46条(構造耐力上必要な軸組等)
- ・令47条(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)
- ・令48条(学校の木造の校舎)
- ・令49条(外壁内部等の防腐措置等)

第4節 組積造

- ・令51条(適用の範囲)
- ・令52条(組積造の施工)
- ・令54条(壁の長さ)
- ・令55条(壁の厚さ)
- ・令56条(臥梁)
- ・令57条(開口部)
- ・令58条(壁のみぞ)
- ・令59条(鉄骨組積造である壁)
- ・令59条の2(補強を要する組積造)
- ・令60条(手すり又は手すり壁)

- ・令62条(構造耐力上主要な部分等のささえ)

第4節の2 補強コンクリートブロック造

- ・令62条の2(適用の範囲)
- ・令62条の4(耐力壁)
- ・令62条の5(臥梁)
- ・令62条の6(目地及び空洞部)

- ・令62条の7(帳壁)

第5節 鉄骨造

- ・令63条(適用の範囲)
- ・令64条(材料)
- ・令65条(圧縮材の有効細長比)
- ・令66条(柱の脚部)
- ・令67条(接合)
- ・令68条(高力ボルト、ボルト及びリベット)
- ・令69条(斜材、壁等の配置)
- ・令70条(柱の防火被覆)

第6節 鉄筋コンクリート造

- ・令71条(適用の範囲)
- ・令72条(コンクリートの材料)
- ・令73条(鉄筋の継手及び定着)
- ・令74条(コンクリートの強度)
- ・令75条(コンクリートの養生)
- ・令76条(型わく及び支柱の除去)
- ・令77条(柱の構造)
- ・令77条の2(床版の構造)
- ・令78条(はりの構造)
- ・令78条の2(耐力壁)

- ・令79条(鉄筋のかぶり厚さ)

第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造

- ・令79条の2(適用の範囲)
- ・令79条の3(鉄骨のかぶり厚さ)
- ・令79条の4(鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第五節及び第六節の規定の準用)

第7節 無筋コンクリート造

- ・令80条(無筋コンクリート造に対する第四節及び第六節の規定の準用)

第7節の2 構造方法に関する補則

- ・令80条の2(構造方法に関する補則)
- ・令80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)